

寮生会会則

第1章 総則

(名称)

第 1 条 本会は、明石工業高等専門学校寮生会と称する。

(目的)

第 2 条 本会は、学寮規程に則り規律ある共同生活を自主的に運営し、その活動を通じて寮生の人間形成を助長することを目的とする。

(構成)

第 3 条 本会は、明石工業高等専門学校寮生の全員をもって構成する。

(運営機関)

第 4 条 第2条の目的を達成するため本会に次の機関を置く。

- (1) 総 会
- (2) 役 員 会
- (3) 委 員 会

第2章 総会

(地位)

第 5 条 総会は、本会の最高議決機関であり、寮長がこれを招集する。

(定期総会)

第 6 条 定期総会は、毎年3回開催するものとし、その時期は、1月、4月、7月を原則とする。

(臨時総会)

第 7 条 臨時総会は、次の場合に開催しなければならない。

- (1) 本会会員の3分の1以上から総会の招集を請求された場合
- (2) 役員会が総会の招集を必要と認めた場合

(総会の招集)

第 8 条 総会の招集は、原則として2週間前までに日時、場所、議題を掲示し周知せねばならない。

(総会の議決事項)

第 9 条 総会において議決を要する事項は、次のとおりとする。

- (1) 寮長を含む役員の選出
- (2) 会計監査の選出
- (3) 会則の制定及び改廃
- (4) 予算の承認
- (5) その他寮生会運営上の重要事項

(総会の定足数)

第 10 条 総会は、寮生の3分の2以上の出席がなければ議事を進行することはできない。

(総会の議決方法)

第 11 条 総会の議事は、出席者の過半数をもって決する。ただし、第9条第1号および第3号にあっては、寮生の過半数の賛成を必要とする。

(議長の選定)

第 12 条 議長および副議長は、それぞれ寮長および副寮長がこれを担う。

第3章 役員会

(役員会の構成)

第13条 役員会は、次の者をもって構成し、寮生会の運営に関する事項を審議してその執行に当たる。

- (1) 寮長 1名
- (2) 副寮長 1名
- (3) 各寮寮長 4名
- (4) 各寮副寮長 4名
- (5) 居室管理委員長 1名
- (6) 防災・施設委員長 1名
- (7) 会計委員長 1名
- (8) 保健衛生委員長 1名
- (9) 体育委員長 1名
- (10) 文化委員長 1名
- (11) 書記 1名
- (12) 会計監査 1名
- (13) 選挙管理委員長 1名

(14) その他選挙により選出された役員 若干名

2 全ての役員は学寮委員会により指導寮生の任命を受ける。

3 役員は3年生以上で各学年から10名を基本とする。

(役員の任期)

第14条 役員は任期を6ヶ月とし、第1期は4月1日から9月末日、第2期は10月1日から翌年3月末日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、役員は任期が満了しても後任者が就任するまでは、その職務を継続する。

(役員会の招集)

第15条 役員会は年間行事予定表に定められた日程、役員の3分の1以上から請求があった場合または寮長が必要と認めた場合に寮長が招集する。

(役員の定足数)

第16条 役員会は、役員の3分の2以上の出席がなければ議事を開くことができない。

(役員の任務)

第17条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 寮長 寮生会を代表し、寮生の融和と規律の保持に努め寮生活の向上を図る。
- (2) 副寮長 寮長を補佐し、寮長に事故あるときは、その任務を代行する。
- (3) 各寮寮長 寮長を補佐するとともに、総会および役員会の決定に基づき各寮の役員又は寮生を指揮し、その運営に当たる。
- (4) 各寮副寮長 各寮寮長を補佐し、各寮寮長に事故ある時は、その任務を代行する。
- (5) 居室管理委員長 居室管理委員会を代表して寮長を補佐し、委員会の運営に当たる。
- (6) 防災・施設委員長 防災・施設委員会を代表して寮長を補佐し、委員会の運営に当たる。
- (7) 会計委員長 会計委員会を代表して寮長を補佐し、委員会の運営に当たる。
- (8) 保健衛生委員長 保健衛生委員会を代表して寮長を補佐し、委員会の運営に当たる。

- (9) 体育委員長 体育委員会を代表して寮長を補佐し、委員会の運営に当たる。
- (10) 文化委員長 文化委員会を代表して寮長を補佐し、委員会の運営に当たる。
- (11) 書記 役員会および総会の議事を記録し、保管する。
- (12) 会計監査 会計を監査し、その結果を総会に報告する。
- (13) 選挙管理委員 総会における各種選挙に関する事務を管理する。

第4章 役員選挙

(選挙権の行使)

第18条 選挙権の行使は、いかなる場合にも、委任を認めない。

(選挙権および被選挙権)

第19条 各選挙の告示日において本会に属する者は、選挙権および被選挙権を有する。ただし、告示日において寮生会役員選挙管理者は選挙権を放棄しなければならない。

(役員選挙に関する事務)

第20条 役員選挙に関する事務は、寮生会役員選挙管理者がこれを担う。

(選挙管理委員会)

第21条 選挙管理委員会の委員の定数は3名とし、各学年から1名ずつ寮長が指名する。

- 2 委員の任期は1年とし、委嘱された年の4月1日をもって始期とする。ただし、補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。また、連続して委員を担う場合はこれを2回までとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、委員は任期が満了しても後任者が就任するまでは、その職務を継続する。
- 4 委員は、寮長、副寮長、各寮寮長、各寮副寮長および他の委員長を兼ねることはできない。
- 5 委員は役員選任にあたり知り得た業務上または個人の秘密を漏らしてはならない。退任後も同様とする。

(役員選挙の期日)

第22条 役員の選挙は、その任期満了前の総会において行う。ただし、特別の事情あるときは、寮長は、役員会の議決を経てその期日を変更することができる。

(選挙の方法)

第23条 役員の選挙は、役員会で定める所定の投票用紙で無記名投票にて行う。

- 2 投票は1人1票とする。
- 3 緊急を要する場合は、役員会での承認を経てオンラインでの投票を行うことができる。
- 4 前2項のほか、役員選出については、別に選挙規則施行細則を役員会または総会の議を経て別に定めることができる。

(投票における秩序保持)

第24条 投票が開始されたときは、何人も演説討論を行う、もしくは喧騒にわたり、または投票に関し協議もしくは勧誘を行うなど、選挙の秩序を乱してはならない。

- 2 前項の規定に抵触する行為をした者に対し、寮長はこれを制止し、または退場させることができる。
- 3 前項により退場させられた者は、選挙の最後に投票させる。

(投票箱の閉鎖)

第25条 選挙管理委員長は、投票が終わったときは、その旨を寮長に報告し、寮長は投票終了を宣告してから、投票箱を閉鎖させる。

(開票)

第26条 選挙管理委員は、投票箱を開き投票の総数と投票者の総数を計算する。

2 選挙管理委員長は、投票の内容を調査し、得票数を確認して寮長に報告する。

(無効投票)

第27条 次の投票は、無効とする。

- (1) 正規の投票用紙を用いないもの
- (2) 連記投票の場合に定数を超えて記載したもの
- (3) 他事を記載したもの、ただし敬称の類はこの限りでない。
- (4) 何名を記載したかを確認し難いもの

(当選者)

第28条 投票により、過半数に達した者を、各選挙の定数になるまで得票順に当選者とする。

- 2 役員選挙において得票の数が同じときは、役員会において再度投票を行い決定する。
- 3 候補者が定数を超えないときは、候補者ごとに投票を行い、総会の過半数の信任により当選者と決定することができる。
- 4 候補者の数が役員定数に満たないとき、または前2項による当選者の数が定数に満たないときは、役員会の決議により別段の方法によることができる。

(当選者の報告)

第29条 寮長は、第26条により選挙管理委員長から報告を受けた寮長は、これを会員に通知しなければならない。

- 2 前項の規定における通知には次の内容を含まなければならない。
 - (1) 当選者の氏名および得票数
 - (2) 落選者の氏名および得票数
 - (3) 無効票の総数

第5章 委員会

(委員会の種類)

第30条 役員会の下に次の委員会を置く。

- (1) 居室管理委員会
- (2) 防災・施設委員会
- (3) 会計委員会
- (4) 保健衛生委員会
- (5) 体育委員会
- (6) 文化委員会

(委員会の構成選出方法)

第31条 各委員会は、委員長および委員若干名をもって構成する。

- 2 委員は役員会において指名し、寮長が任命するものとする。
- 3 全ての役員はいずれかの委員会に所属しなければならない。

(委員会の所掌業務)

第32条 各委員会の所掌業務は、次のとおりとする。

- (1) 居室管理委員会 寮生の部屋替え、閉寮時の作業に関すること。
- (2) 防災・施設委員会 寮の設備器物の保全、火災予防および盗難防止、施設利用に関すること。
- (3) 会計委員会 寮生会の予算および決算に関すること。

- (4) 保健衛生委員会 療生の保健衛生および美化に関すること。
- (5) 体育委員会 療生の体育活動および療生会主催の体育諸行事に関すること。
- (6) 文化委員会 療生の文化活動および療生会主催の文化諸行事に関すること。

(特別委員会の設置)

第33条 役員会又は総会で必要と認めた場合は、第30条の規定にかかわらず、特別委員会を設けることができ
る。ただし、その委員会は、所期の任期が終了すれば解散するものとする。

(委員の任期)

第34条 第31条に規定する委員の任期は、第14条第1項の規定を準用する。

第6章 会計

(会費およびその他の収入)

第35条 本会の経費は、会費およびその他の収入をもってこれに充てる。

2 会費は、年額1,500円とし、所定の日までに会計委員会に納入しなければならない。

(会計年度等)

第36条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 前項の年度を2期に分け、第1期を4月1日から9月30日まで、第2期を10月1日から翌年
3月31日までとする。

3 決算は、各期末に行わなければならない。

(会計監査の任務)

第37条 会計監査は、本会のすべての会計を監査し、その結果について総会に報告しなければならない。

(会計監査の権限)

第38条 前条の監査を遂行するため必要がある場合は、いずれの機関に対しても必要書類の提出を命ず
ることができる。

(会計監査の選出)

第39条 会計監査は2名とし、総会において療長の推薦により選出する。

(会計監査の任期)

第40条 会計監査の任期は、第14条第1項の規定を準用する。

第7章 リコール制

(役員のリコール)

第41条 役員の解任について、第7条第1号の規定により請求があった場合は、その請求のあった日か
ら1週間以内に臨時総会を開かなければならない。

2 リコールの議決には、療生の過半数の賛成を要する。

(役員の補充)

第42条 リコールが成立した場合は、解任されるものとし、リコール成立の日から1週間以内に臨時総会を
開き、役員を選出しなければならない。

2 前項の臨時総会は、議長がこれを招集する。

3 この時、臨時総会において選出された役員の任期は、その前任者の残任期間とする。

第8章 会則の改廃

(会則の改廃)

第43条 第7条の規定により会則の改廃について請求があった場合は、その請求のあった日から1週間以内に臨時総会を開かなければならない。

2 会則の改廃には、寮生の過半数の賛成を要する。

第9章 役員会における規則の制定

(その他の規則の制定)

第44条 役員会は共同生活をする上で必要な規則を、寮務規則及び本会則の範囲内で制定することができる。

第10章 権利の停止

(権利の停止)

第45条 寮生が故意に会則の違反又は寮生会活動の妨害を行った場合、寮長は役員会での審議を経て、その会員の権利の停止を校長に要請することができる。

2 寮生の権利停止の要請が役員会で決定した場合、寮長は、事前に本人に通告しなければならない。

(異議申し立て)

第46条 前条第2項の規定により通告を受けたものは、その日から1週間以内に総会に異議の申し立てをする権利を有する。

第11章 補則

(細則)

第47条 この会則施行についての細則は、役員会又は総会の議を経て別に定めることができる。

附 則

この会則は、昭和43年12月12日から施行する。

附 則（平成元年9月6日）

この会則は、平成元年9月6日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

附 則

この会則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月7日）

この会則は、令和5年10月1日から施行する。

附則（令和7年4月9日）

この会則は、令和7年4月1日から施行する